



徳山駅南北自由通路エスカレーター一棟 有料広告掲出者募集要項

募集期間

令和6年1月4日～令和6年2月5日

周南市 産業振興部
中心市街地活性化推進課

1. 募集内容

多くのビジネスマンや旅行者が利用する徳山駅南北自由通路エスカレーター棟内の、市が指定する広告位置について、広告掲出者を募集します。

2. 募集期間

令和6年1月4日（木） から 令和6年2月5日（月）
（受付時間：市役所開庁日の午前9時から午後5時まで）

3. 募集場所

徳山駅南北自由通路エスカレーター棟《建物図面-位置図、写真図を参照》

番号	位置	面積	広告料最低価格(年額) ※別途消費税要
1	1階エスカレーター後壁面	縦4.80m×横2.40m	1,198,080円
2	1階玄関口上部壁面 西側①	縦1.78m×横1.92m	354,640円
3	1階玄関口上部壁面 西側②	縦1.78m×横2.36m	436,800円
5	2階エスカレーター上部の梁	縦1.30m×横5.00m	676,000円
7	2階通路柱(大)南側面 東	縦1.78m×横1.58m	292,240円
8	2階通路柱(小)北側面	縦1.78m×横0.70m	128,960円
9	1階エスカレーター昇降口 案内表示 裏面 2か所	縦0.30m×横0.80m	49,920円
10	2階エスカレーター昇降口 案内表示 裏面 2か所	縦0.30m×横0.80m	49,920円

※広告掲出にあたっては、広告掲出料のほかに**行政財産目的外使用料**（月額440円（税抜）/平方メートル）が必要となります。

4. 契約期間

契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとしますが、以後2回の年度更新も可能です。

5. 広告料

広告料最低価格（年額）以上の額で申し込んでください。

複数の位置に広告を掲出したい場合、それぞれ広告料最低価格（年額）以上の額で申し込んでください。

6. 広告掲出の方法等

広告の作成、掲出、撤去は広告掲出者の自己負担と責任において実施してください。また、広告掲出日、撤去日については市と協議のうえ決定し、契約期間内に掲出、撤去して

いただきます。なお、撤去後は原状復旧を原則とします。

撤去日が契約満了日以降となった場合は、撤去日までの行政財産目的外使用の許可及び使用料が必要です。

- (1) 掲出の方法 壁面の使用となります。
- (2) 広告の材質 粘着性のシート状のもので、壁面に加工を加えないもの。
パネル等の使用は不可とします。
- (3) そ の 他 剥落、落下等の危険が無いよう万全を期してください。

7. 広告の内容

- (1) 原則として、掲出申込者自身の広告を掲出していただきます。掲出申込者と広告主が異なる場合は、応募時に広告掲出料等の確認書（別様式）を市へ提出していただきます。また、契約期間中は広告主を変更することはできません。
 - (2) 広告内容について、**市の事前審査**が必要です。
 - (3) 契約期間中は、広告の意匠、内容等を更新、変更することができます。ただし、その場合はその都度市の事前審査が必要です。
 - (4) 次のいずれかに該当する広告は掲出できません。
 - ① 徳山駅南北自由通路エスカレーター棟が JR 徳山駅舎と一体化している構造的特性を有することから、既存の駅構内の雰囲気や景観を損なう恐れのあるもの
 - ② 広報媒体の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
 - ③ 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - ④ 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - ⑤ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
 - ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
 - ⑦ 児童及び青少年に与える影響が好ましくないもの
 - ⑧ 消費者保護の観点から好ましくないもの
 - ⑨ 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
 - ⑩ 広告対象の製品、商品又はサービスをあたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
 - ⑪ その他市の広報媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの
- ※JR を除く他の交通機関に係る広告を掲出しようとするときは、JR 利用者の混乱を招かないよう、事前に JR と協議しなければならない。

8. 応募条件

次のいずれかに該当する場合は、申込み及び広告主となることができません。

- (1) 法律行為を行う能力を有していない場合
- (2) 破産者であって復権を得ない場合
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する

場合を含む。)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている場合

- (4)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である場合
- (5)暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある場合
- (6)周南市の市税に滞納がある場合
- (7)前各号に掲げるもののほか、市長が応募資格に該当しないと認める場合

9. 応募方法

次の必要書類一式を、封筒に入れ中心市街地活性化推進課へ持参してください。受付窓口で必要書類に漏れがないか確認し、封をしていただきます。

① 個人の場合

- ア 周南市施設内広告掲出申込書
- イ 申込明細書
- ウ 住民票（発行後3か月以内のもの）
- エ 周南市の市税に滞納の無いことの証明書（**発行後1か月以内のもの**）※周南市に住民票がある場合

② 法人の場合

- ア 周南市施設内広告掲出申込書
- イ 申込明細書
- ウ 法人登記全部事項証明書（発行後3か月以内のもの）
- エ 役員名簿
- オ 周南市の市税に滞納の無いことの証明書（**発行後1か月以内のもの**）※周南市内に営業所等が存在する場合

※ 掲出申込者と広告主が異なる場合、「広告掲出料の確認書」とともに広告主の「法人登記全部事項証明書」、「役員名簿」及び「周南市の市税に滞納の無いことの証明書」が必要です。

※ ご提出いただいた書類は返却いたしません。

10. 応募多数の場合の選定

広告掲出料（年額）1円につき1点とします。

複数の応募者があった場合は、次の審査基準により採点を行い、最も点数の高い者を広告主として選定します。

なお、**点数が同点の場合は、抽選により決定します。**

【選定方法①】

A：市内に本社または主たる事業所等を置く事業者が広告主の場合

広告掲出料（年額） × 50%を加点

B：市内に営業所または販売店等を置く事業者が広告主の場合

広告掲出料（年額） × 20%を加点

C：その他

加点なし

【選定方法②】

A：2か所同時に申し込まれた場合

広告掲出料（年額） × 10%をそれぞれに加点

B：3か所同時に申し込まれた場合

広告掲出料（年額） × 15%をそれぞれに加点

C：4か所同時に申し込まれた場合

広告掲出料（年額） × 20%をそれぞれに加点

1 1. 選定結果について

- (1) 受付書類は、応募期間終了後に一斉に開封します。
- (2) 申込みをされた事業者の方について、公募結果を後日通知します。
- (3) 公募結果は、公益性の観点から事業者名、契約金額を公表する場合があります。
- (4) 申込み資格の確認のため、警察当局へ情報提供します。申込みを受け付けた後でも、市が申込み要件を不適格と認めた場合は、申込み受付を取り消します。

1 2. お問い合わせ、応募先

周南市岐山通1丁目1番地

周南市 中心市街地活性化推進課

電話：(0834)22-8438 F A X：(0834)22-8357